

(別記)

2023年度 岩美町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

岩美町の水田農業は、標高0mから350mの標高差の中、723haの水田で展開されている。

そのうち水稻栽培は約497ha(但し、内4haは備蓄米の取組としてカウント)で、早生品種の「コシヒカリ」が177ha(36%)、鳥取県育成品種「星空舞」は101ha(20%)で昨年の84ha(17%)から昨年対比121%増と3年連続で作付けを増やし、コシヒカリに次ぐ主力品種になった。それに替わり「ひとめぼれ」が70ha(14%)で更に作付けを減らした。また、夏の高温等気象の影響を受けにくく品質、食味の良い中生品種「きぬむすめ」の作付面積が99ha(20%)で、これらの主力4品種で、水稻作付面積の90%を占めている。その他、酒造業者との連携による醸造好適米(14ha)の栽培や、特別栽培米等(減農薬・減化学肥料栽培、)(74ha)等の環境負荷の少ない栽培への取組も推進している。

主食用米以外の作物では、戦略作物である飼料用米(36ha)、WCS用稲(27ha)、大豆(11ha)の作付面積が多く、政府備蓄米(4ha)は農業者団体としての取組があり、当協議会へは面積換算で4ha分が取組面積として割り当てられた。収益性の高い作物では、白ねぎ(3ha)、ハトムギ(2ha)、がそれに続いている。(数値は令和4年度)

地域が抱える問題として、農業従事者の高齢化、後継者不足が挙げられ、ほ場条件の良くない中山間地域だけでなく、比較的条件の良い平坦地でも担い手や後継者の確保が急務である。担い手の育成にあたっては、取組面積の拡大、生産性向上やコスト削減等を支援するため、農地中間管理事業の活用等により農地集積や分散錯圃の解消を推進していくことや、地域ぐるみでの農地周りの水路や農道などの付帯施設の維持、管理が必要であり、その解決のために地域や集落で農地の話し合いを重ね、人・農地プランが作成されたが、コロナ禍での営農継続に向けた協力体制の構築など、課題も多く、今後も継続して検討していく必要がある。特に近年、鳥獣被害が町内全域に及び、その対策も大きな課題となっている。

また水田の多くは湿田であるため、畑作物の作付が進んでおらず、今後も、非主食用米等、湿田でも安定的に栽培できる品目を中心に協議検討を重ね、推進していくことが必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培する圃場条件は、好適とは言い難い。しかし、今後も主食用米の需要は減少していくことから、水田農業経営を維持していくためには、高収益作物への転換を図っていく必要がある。引き続き、産地交付金を活用しながら、当協議会を中心に、各地区生産者の代表や、関係機関、生産者団体等と連携、協力し、地域の実情を把握し、地域に適した品目等を検討し、直売所や給食食材の供給等、地産地消の取組を推進していく。また、県全域で推進している品目についても、高品質で安定した供給ができるよう、県、生産者団体等の協力のもと、栽培技術の向上、普及を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには水系単位での水管理が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による、転作は増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには、畑地化を推進していく必要がある。各地区での実情を把握し、計画的な集積、集約化を関係機関・生産者団体等が連携して調整、推進して

いく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

- コロナ禍において米の需給環境は全国的に大変厳しい状況にあるが、徹底した生産管理による作柄向上と販売強化により、主要農産物と位置付ける主食用米の安定した生産体制を維持し、生産者の所得の維持を図る。
夏の高温等気象の影響を受けにくく、玄米等級が優れ、コシヒカリ並以上の良食味で耐倒伏性が高く、いもち病にも抵抗性を持つ、鳥取県育成品種「星空舞」の作付拡大を推進する。ひとめぼれ・コシヒカリときぬむすめとの中間熟期で作期分散が可能となり、長期に渡る適期収穫による高品質な米の供給が期待される。
- 有機JAS認定や鳥取県特別栽培農産物認証、JA特裁等の付加価値をつけた米づくりを推進する。これらについては、地元直売所や給食に加え、地元観光協会、ふるさと納税の記念品としても需要は増大しており、今後も更に流通・販売ルートを確認し、販売拡大、地産地消の取組を推進していく。
- トレーサビリティ（生産履歴追跡システム）の取組による安全・安心な米を供給する。

(2) 備蓄米

- 「きぬむすめ」等の安定した品質・収量が見込める品種により、安定的な収量確保と水田の保全管理を向上させる。

(3) 非主食用米

- 町内水田の多くは湿田であり、畑作物の作付拡大は困難な状況にある。また、コロナ禍での外食産業の低迷、人口減少による主食用米需要量の減少傾向は、今後も続くと予想されることから、非主食用米を転作作物の中心的作物として位置付け、増反・増産の取組を推進する。

ア 飼料用米

- 複数年の契約栽培により安定的な供給先を確認し、多収品種の導入及び担い手への集積を支援し規模拡大を図る。供給先としては県内、県外を含めた販売ルートが開拓されており、水田における作付転換を進める。
- 団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、取組面積の拡大により収益性の向上を図る。
- 砂壌土地帯を中心に蔓延しつつあるごま葉枯病対策として、土壌改良剤施用による土づくりを推進する。また、近年のウンカ発生による減収対策として、効果的な防除剤の導入を推進し、安定的な収量、及び品質確保を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

イ WCS 用稲

- 自給飼料確保と耕種農家の水田の有効活用を図るため、耕畜連携による資源循環の取組を推進することにより、堆肥散布による炭素貯留効果、化学肥料低減効果も期待できる。
- 輸入飼料価格の高騰に対応し、耐倒伏性が高く収量が確保できる品種の作付推進と適期栽培、肥培管理の徹底により、現在確立されている販売先への安定供給を図るため、団地化による低コスト生産や生産性向上の取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

- 海外市場を有する実需者との販売契約を締結することにより、国内の米の需給調整に寄与するとともに、販路の確保により、安定した生産に取組むことが可能となる。
- 生産者が、低コスト生産等の技術導入に取組むことにより、効率的な肥料、農薬の削減による環境に配慮した生産、先進的な機器の導入による生産性向上が期待される。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

- 町内で生産されている食物繊維の豊富なモチ性的大麦は腸内環境を整えるスーパー食材として、健康や食生活に関心の高い消費者を中心に岩美道の駅の直売所等で人気がある。団地化による低コスト生産や生産性の向上を図り、作付面積の維持・拡大を推進する。

イ 大豆

- 転作作物として水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、天候により毎年の収量、品質が不安定になりやすく、生産者数の増加や作付面積の拡大に繋がっていない。今後もブロックローテーションや積極的な担い手への集積等による団地での取組を推進し、低コスト生産、生産性の向上や適正な肥培管理及び排水対策により安定的な収量、品質の確保を図り、作付面積、生産者数の維持・拡大に努める。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

ウ 飼料作物

- 畜産農家による自家利用生産であるが、今後も、畜産農家の増加は見込めず横ばいで推移するものと思われるため、現行の作付面積を維持し、安定的な収量、品質の確保を図る。

(5) そば

- 耕作放棄地の発生防止や解消に向けて取組のできる有用な品目であり、また水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、生育初期の湿害や収穫時期の霜に極めて弱く、毎年の天候により収量、品質が不安定になりやすい。生育初期の排水対策の徹底、防草対策のための適期耕耘、初霜に遭わないよう適期播種等栽培管理を徹底し、安定的な収量及び品質の確保を図り産地化の取組を推進し、作付面積の拡大を図る。
- 圃場の団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、余剰時間を取組面積の拡大に流用することにより収益性の向上を図る。

(6) 高収益作物（園芸作物等）

ア 白ねぎ

- 町の重点振興作物として位置付け推進する。白ねぎについては、鳥取県東部一円の関係機関、農業者団体が一体となって作付推進しており、本協議会においても生産者の確保や取組面積の拡大等に努め、鳥取のブランド品目として産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

イ ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ

- 町の振興作物として位置付け、町全体が一体となって生産拡大、品質向上に努め、産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。（マコモタケは除く）
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

ウ 直売所販売一般作物

- 道の駅「きなんせ岩美」内の農産物直売所の販売拡大、地産地消を推進するため、「少量多品目栽培」の参画農家拡大に向けた生産体制づくりに努める。また、農業者団体でも推進している小型パイプハウスリース事業等を活用した作物づくりを推進し、年間をととした農業所得の確保に努める。
- 作付推進に当たっては、退職者等を対象とした栽培研修会を開催する等、営農指導の強化を図る。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	492.74		495.20		480.00	
備蓄米	4.20		4.20		4.20	
飼料用米	41.71		35.27		40.00	
WCS用稲	26.80		27.02		26.80	
新市場開拓用米	0.00		1.84		1.90	
麦	0.37	0.31	0.06	0.00	0.40	
大豆	8.87		9.72		12.00	
飼料作物	0.28		0.28		0.28	
そば	8.77		10.95		7.00	
高収益作物	14.550		13.52		17.731	
・野菜	14.220		13.16		17.331	
・白ねぎ	3.98		3.54		4.20	
・アスパラガス	0.40		0.37		0.90	
・ブロッコリー	0.30		0.25		0.60	
・マコモタケ	0.49		0.59		0.50	
・いちご	0.11		0.09		0.20	
・枝豆	0.14		0.15		0.02	
・かぼちゃ	1.03		0.80		1.30	
・かんしょ	0.08		0.23		0.30	
・キャベツ	0.25		0.52		0.50	
・きゅうり	0.23		0.22		0.40	
・こんにゃく	0.15		0.14		0.20	
・さといも	0.52		0.61		0.70	
・さやいんげん	0.20		0.19		0.20	
・しょうが	0.02		0.00		0.001	
・すいか	0.23		0.29		0.40	
・そら豆	0.07		0.07		0.05	
・だいこん	0.45		0.30		0.70	
・たまねぎ	1.01		0.99		1.00	
・とうがらし	0.13		0.15		0.20	
・とまと	0.40		0.42		0.50	
・なす	0.50		0.27		0.60	
・にんじん	0.10		0.10		0.05	
・にんにく	0.16		0.13		0.30	
・ねぎ	0.06		0.06		0.10	
・はくさい	0.30		0.22		0.30	
・パプリカ	0.11		0.11		0.15	
・ばれいしょ	1.38		1.05		1.50	
・ピーマン	0.10		0.15		0.15	
・ほうれんそう	0.25		0.20		0.30	
・未成熟とうもろこし	0.92		0.82		0.80	
・メロン	0.02		0.03		0.10	
・やまのいも	0.01		0.00		0.01	
・レタス	0.12		0.10		0.10	
・花き・花木	0.33		0.36		0.40	
・きく	0.14		0.17		0.20	
・てっぼうユリ	0.04		0.04		0.10	
・花壇苗	0.15		0.15		0.10	
その他	2.84		0.78		1.40	
・小豆	0.81		0.77		1.40	
・ハトムギ	2.03		0.01			
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	白ねぎ	重点振興作物①助成	作付面積	(2022年度) 3.98ha	(2023年度) 4.20ha
2	白ねぎ	重点振興作物①生産拡大助成	作付面積	(2022年度) 1.41ha	(2023年度) 0.70ha
3	ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ	振興作物助成	作付面積	(2022年度) 1.36ha	(2023年度) 2.00ha
4	直売所販売一般作物 (R5産地交付金一覧参照)	直売所販売一般作物助成	作付面積	(2022年度) 5.83ha	(2023年度) 10.00ha
5	大豆、小豆、そば、麦(基幹作)	生産性向上 排水対策加算	取組面積 (実施割合)	(2022年度) 17.18ha	(2023年度) 20.00ha (90%)
6	大豆、そば、飼料用米、WCS用稲	団地化取組加算	取組面積 (実施割合)	(2022年度) 69.85ha 69.90%	(2023年度) 50.00ha (70%)
7	飼料用米	飼料用米 低収改善加算	取組面積 (実施割合)	(2022年度) 26.21ha 62.80%	(2023年度) 25.00ha (70%)
8	飼料用米	飼料用米 減収予防加算	取組面積 (実施割合)	(2022年度) 29.39ha 70.50%	(2023年度) 25.00ha (70%)
9	そば	そば作付け取組推進助成	取組面積	(2022年度) 8.29ha	(2023年度) 11.00ha
10	整理番号1・3・4の作物及び大豆、飼料用米	堆肥散布助成	取組面積	(2022年度) 1.60ha	(2023年度) 5.00ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鳥取県

協議会名:岩美町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	重点振興作物(白ねぎ)①助成	1	14,400	白ねぎ	作付面積に応じて支援
2	重点振興作物(白ねぎ)①生産拡大助成	1	6,100	白ねぎ	新規増加面積のみ対象
3	振興作物助成	1	8,700	ブロッコリー アスパラガス 小豆 マコモタケ	作付面積に応じて支援
4	直売所販売一般作物助成	1	7,400	別紙のとおり	作付面積に応じて支援 岩美道の駅直売所販売に限定(他の直売所は対象外) 1品目を1区画20㎡以上作付 対象品目の作付面積合計が1a以上
5	生産性向上 排水対策加算	1	1,400	大豆 小豆 そば 麦(基幹作)	額縁明渠、排水溝の設置 他
6	団地化取組加算	1	1,300	大豆 そば WGS用稲 飼料用米	品目毎での2筆以上の団地化 (但し、新規需要米は一括りとする)
7	飼料用米低収改善加算	1	2,100	飼料用米	鉄 ケイ酸資材を含む改良材の規定以上の散布
8	飼料用米減収予防加算	1	800	飼料用米	ウンカ適用農薬の規定量の持続的散布
9	そば作付け取組推進助成	1	15,200	そば	2回以上の耕耘 栽培日誌の提出
10	堆肥散布助成	1	2,100	整理番号1・3・4の作物及び大豆、飼料用米	町内産堆肥散布 購入伝票等実績書類の提出

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

岩美町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
岩美町農業再生協議会	6,497,000	6,497,000		6,437,450

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠
6,497,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	重点振興作物(白ねぎ)①助成		14,400											352					352	506,880	
2	重点振興作物(白ねぎ)①生産拡大助成		6,100											36					36	21,960	
3	振興作物助成		8,700											110				65	175	152,250	
4	直売所販売一般作物助成		7,400											725	36				761	563,140	
5	生産性向上 排水対策加算		1,400	6	952						1,074							66	2,098	293,720	
6	団地化取組加算		1,300		873			3,484	2,604		1,029								7,990	1,038,700	
7	飼料用米低収改善加算		2,100					3,515											3,515	738,150	
8	飼料用米減収予防加算		800					3,515											3,515	281,200	
9	そば作付け取組推進助成		15,200								1,074								1,074	1,632,480	
10	堆肥散布助成		2,100		952			3,515						1,188	36			66	5,757	1,208,970	
合 計 (基幹)※4			実面積	6	952			3,515	2,604		1,074			1,188	36			66	9,441	6,437,450	
合 計 (二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- ①整理番号1～10の交付単価を個票の上限単価の範囲で一律に充当する。
- ②上限充当してもなお残余がある場合、活用予定額を超えない範囲で、あらかじめ定めた優先順位にしたがって用途ごとに100円ずつ単価の充当を行う。なお、優先順位は整理番号で1>2>3>9>4>5>6>7>8>10とする。
- ③②までの処理でなお残余がある場合は②の処理を繰り返し行う。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①活用予定額に収まるよう、整理番号1～4210の交付単価を減額する。
- ②必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第6位以下切り捨てとする。なお、減額後の単価は100円未満を切り捨てる。
- ③用途ごとの対象面積×減額後の単価の合計が活用予定額を超えない範囲で、あらかじめ定めた優先順位にしたがって用途ごとに100円ずつ単価の充当を行う。なお、優先順位は整理番号で1>2>3>9>4>5>6>7>8>10とする。

6. 高収益作物について

該当無し

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	1
使途名	重点振興作物(白ねぎ)①助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	14,400円/10a (上限:33,000円/10a)					
課 題	鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、鳥取県東部一円の関連機関が、取組面積の拡大、生産者増にむけて推進を図っている。 白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取り組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫に要する労働時間の倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組者数が伸びず計画を下回っており、新規取組者による人数増と、高齢等でのリタイアによる人数減との割合がほぼ横這いである。 また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる生産者が殆どで、頭打ちとなっており、本年についても面積拡大の生産者は増えているが、面積縮小の生産者による減少傾向が拡大を上回っていて、生産者毎の急激な取組の拡大は困難と思われる。このことから、生産設備の拡充等、安定的に増産できる体制づくりに継続的な支援が必要と思われる。					
目 標			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	作付面積(a)	目 標	420	350	375	420
		実 績	325	291	398	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・白ねぎ(基幹作) ○その他 ・販売すること					
取組の 確認方法	○対象者 ・対象作物の作付、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 ・現地確認(7月) ・その他必要に応じて協議会が提出を求める書類等					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号2・10と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	重点振興作物①生産拡大 助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	6,100円/10a(上限:14,000円/10a)					
課 題	鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、鳥取県東部一円の関連機関が、取組面積の拡大、生産者増にむけて推進を図っている。 白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取り組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫に要する労働時間の倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組者数が伸びず計画を下回っており、新規取組者による人数増と、高齢等でのリタイアによる人数減との割合がほぼ横這いである。 また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる生産者が殆どで、頭打ちとなっており、本年についても面積拡大の生産者は増えているが、面積縮小の生産者による減少傾向が拡大を上回っており、生産者毎の急激な取組の拡大は困難と思われる。このことから、生産設備の拡充等、安定的に増産できる体制づくりに継続的な支援が必要と思われる。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	130	60	65	70
		実績	54	27	141	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等の、前年度の面積から増加した面積に応じて助成する。又、新規に取組む農家については、作付面積の全てを拡大面積とみなし、助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・白ねぎ(基幹作) ○その他 ・対象作物の取組面積を拡大または新規で作付すること ・販売すること					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり、拡大については今年度及び昨年度の水田台帳等により確認					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号1・10と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	3
使途名	振興作物助成					
対象作物	ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作)					
単 価	8,700円/10a(上限: 20,000円/10a)					
課 題	アスパラガスは、JAいなばの重点推進野菜である。ブロッコリーも一昨年までJAいなばの重点推進野菜であった。これに本県の正月の雑煮用に需要のある小豆を加えて町の振興作物として推進してきた。また、マコモタケは町内の一部地域の取組であるが、町の特産品である「いわみ八宝」の一品として地区振興作物に位置づけ推進に取組んできた。 地域ブランドとして維持し、最低限の出荷数量を確保する必要があるが、生産農家の高齢化による慢性的な人手不足が大きな問題となっており、ブロッコリー・アスパラガスについては、初期導入資材費等の経費がかかること、マコモタケや小豆については、機械化が困難な作業も多く、手間がかかること、また、鳥獣被害の増加により、作付面積の拡大に結びつかず、需要に対応できていない。 そのため、本年については、単価、枠組については共に維持し、各品目の抱える課題に取り組みながら、初期導入資材費、機械化及び鳥獣対策に係る経費の一部を支援し、作付面積の維持、拡大を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	340	260	270	200
		実績	250	189	136	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作) ○その他 ・販売すること ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号10と重複して支援可能 小豆については整理番号5も重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	4			
使途名	直売所販売一般作物助成					
対象作物	R5産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作)					
単 価	7,400円/10a (上限: 17,000円/10a)					
課 題	岩美道の駅農産物直売所オープンから4 5年、順調に売上を伸ばしているが、町内農家の販売する生産物の割合は、5割程度に留まっている。(交付対象生産物については35%程度) また、本町は中山間地帯に位置しており、大区画化が困難な圃場が多く存在し、家庭菜園的に利用されている圃場も少なくないが、出荷調整資材を多種類を小ロットで揃えるために割高となり、作業も多岐にわたり手間がかかることから、農家の高齢化等の労働力不足により、作付されないまま放置される圃場も増加傾向にあり、同一水系の耕地全体にとっても悪循環となりつつあり、現状維持のためにも支援の継続が必要である。 昨年は、実績面積の減少が顕著であるため、上限単価を上げ、回復を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	1150	900	950	1000
		実績	858	917	583	—
内 容	対象作物を作付し、岩美道の駅農産物 直売所へ出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 R5産地交付金一覧(岩美町)に掲げる直売所販売一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作) ○その他 ・岩美道の駅農産物直売所へ販売すること ・1品目を1区画につき20㎡以上作付けすること ・対象品目の作付面積合計が1a以上 ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・販売伝票により確認する					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号10と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	5
使途名	生産性向上 排水対策加算					
対象作物	大豆、小豆、そば、麦（基幹作）					
単 価	1,400円/10a（上限：3,000円/10a）					
課 題	町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには排水対策が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による転作は増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには継続して排水対策の推進が必要と思われるため、引き続き同様の支援により推進していく。					
目 標			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	4000 70	1900 90	1950 90	2000 90
		実績	1872 96.0	1639 90.4	1718 95.7	—
内 容	水張りの必要のない作物の生産性及び品質向上を目指し、排水対策の取組をし、販売する農家に、作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・大豆、小豆、そば、麦（基幹作） ○その他 ・販売すること ・排水対策を目的とした以下の取組のいずれかに取り組むこと ① 額縁明渠及び排水溝の設置（排水溝については5m程度の間隔で15cm程度の深さがあること。額縁明渠に連結していること。） ② 高畦栽培の実施 ③ カルチベータ等による畦間土壌透湿性改善の実施 ④ サブソイラ等による心土破碎の実施 ⑤ 弾丸暗渠等の設置 ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・現地確認による ・栽培管理日誌等による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計 ・取組面積を、対象作物の作付面積で除す					
備考	大豆については整理番号6・10 小豆については整理番号 3 そばについては整理番号6・9「そば、なたね作付助成（県設定）」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	6
使途名	団地化取組加算					
対象作物	大豆、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)					
単 価	1,300円/10a (上限:3,000円/10a)					
課 題	対象作物は地域において需要があるものの、低価格での供給が求められるため生産コスト削減が必須であるが、中山間地帯となる町内圃場は作業効率が悪く、農家の所得向上を推進していく上で、ネックとなっている。そのため、広い農地に作付けが見込まれる土地利用型作物である対象作物は、団地化を促進し作業効率の改善を図り、収益性を上げていくことが必要で、そのために農地の貸借及び手続きにかかる経費等の一部を支援する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	8800 80	4000 60	4500 65	5000 70
		実績	6168 86	6197 74.7	6985 69.9	—
内 容	品目毎に2筆以上の団地化した圃場で大豆、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)を作付する販売農家に、団地面積に応じて支援する。(但し、飼料用米とWCS用稲については作柄的に同時期の作業であることから新規需要米として一括りとする。)					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・大豆、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作) ○その他 ・販売すること ・2つ以上の水田の1か所(道路、水路等を挟んでも可)が接続し、入退出が迂回せず可能な(作業の継続に支障が無い)水田 ・作業効率性を重視し、それぞれの品目毎での団地化を対象とする。但し、飼料用米とWCS用稲については作柄的に同時期の作業であることから新規需要米として一括りとする。 ・1圃場につき1回の助成とする ・飼料用米・WCS用稲は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・現地確認による ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計					
備考	大豆については整理番号5・10、そばについては整理番号5・9「そば、なたね作付助成(県設定)」、飼料用米については整理番号7・8・10、WCS用稲については「耕畜連携助成(わら利用)・(資源循環)・(水田放牧)(県設定)」と重複して支援可能 R5新規取組の飼料用米については都道府県連携型助成も重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	7
使途名	飼料用米低収改善加算					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	2,100円/10a（上限:5,000円/10a）					
課 題	町内の特に砂壌土地帯では、近年、晩生品種の水稻にごま葉枯病が蔓延し、収益性に多大な影響をおよぼしている。特効薬がなく、土壌改良が有効な手段であるが、改良剤等の資材費も嵩み、また土壌改良には数年かかることから、継続した取り組みによる蔓延防止と土壌改良が必要である。 そのため、ごま葉枯病対策に必要な資材費の一部を支援し、収量増加を図る。					
目 標			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	3000 80	1500 60	2000 65	2500 70
		実績	1483 63	2464 68.0	2621 62.8	—
内 容	飼料用米のごま葉枯病にによる、低収改善のために土壌改良剤を散布し、収益性の改善に取り組む農家に取組面積に応じて支援する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・飼料用米(基幹作) ○その他 ・販売すること ・土壌改良剤を散布すること ・成分として、鉄、ケイ酸の含まれた土壌改良剤をメーカー指定の基準量以上散布すること ・令和4年度で秋以降の散布より令和5年度の実績とみなし対象とする ・1圃場につき1回の助成とする ・飼料用米・WCS用稲は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 ・土壌改良剤の購入伝票、メーカー指定の散布基準量の確認できるもの ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積及び飼料用米取組を集計					
備考	整理番号6・8・10と重複して支援可能 R5新規取組の飼料用米については都道府県連携型助成も重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	8
使途名	飼料用米減収予防加算					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	800円/10a（上限：2,000円/10a）					
課 題	ヒメトビウンカはウイルスを媒介し、縞葉枯病を発生させるが越冬するため圃場によっては再発する可能性がある。また、トビイロウンカは、6～7月に飛来するが、飼料用米は出穂後の防除ができないため、予防的に防除する必要がある。近年ではウンカによる被害が多数発生しており、収量減少に繋がっている。4年度は目立った影響はなかったが、近年の気温の上昇傾向は継続すると予想され、そのため、引き続きウンカ対策に必要な資材費の一部を支援し、収量確保を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	—	2000 60	2300 65	2500 70
		実績	—	2409 66.5	2939 70.5	—
内 容	飼料用米のウンカによる減収予防のために、継続して効果のある箱粒剤及び出穂前本田防除剤の両方を散布し、収益性の改善に取組む農家に取組面積に応じて支援する。(但し、効果の持続する箱粒剤の場合は、1剤でも対象とする)					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・飼料用米(基幹作) ○その他 ・販売すること ・ウンカに効果のある薬剤を基準量散布し、継続して防除すること ・1圃場につき1回の助成とする ・飼料用米は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 ・ウンカ適用農薬の購入伝票、メーカー指定の散布基準量及び効果の持続期間の確認できるもの ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積及び飼料用米取組を集計					
備考	整理番号6・7・10と重複して支援可能 R5新規取組の飼料用米については都道府県連携型助成も重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	9	
使途名	そば作付け取組推進助成					
対象作物	そば					
単 価	15,200円/10a (上限: 35,000円/10a)					
課 題	作業効率が悪い中山間に位置する農地が多い本町の水田活用の有効な品目として、対象作物について推進を進め、産地化を図りたい。しかし、収穫から乾燥調整について、専用農機を所有していない生産者が多く、規模拡大が難しい状況である。そこで、収穫から乾燥調整に係る経費を助成することで、作業の省力化、効率化を図り生産規模拡大、新規取組者の獲得を目指す。					
目 標			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	取組面積(a)	目標	500	500	600	1100
		実績	415	571	829	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農家に取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・そば(基幹作) ○その他 ・販売すること 作付までに2回以上耕耘する事。 栽培管理日誌を作成し、提出する事。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計					
備考	整理番号5・6「そば、なたね作付助成(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	10	
使途名	堆肥散布助成					
対象作物	整理番号1・3・4の作物及び大豆、飼料用米					
単 価	2,100円/10a (上限:5,000円/10a)					
課 題	本町では堆肥の施用による化学肥料低減及び土づくりによる生産性向上並びに多収化を図るため、牛糞堆肥散布利用の促進を図る必要があるが、現状において耕種農家側で牛糞堆肥の散布手段は限定されており、ほとんどが散布受託組織への委託作業となっている。 そのため、本交付金の活用により、散布委託料の一部を支援することにより、堆肥利用の取組を推進する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a)	目標	—	1000	2000	500
		実績	—	145	160	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、町内産堆肥散布による土づくりに取り組む農家に取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・整理番号1・3・4の作物及び大豆、飼料用米(基幹作) ○その他 ・販売すること ・町内産の堆肥を利用すること ・堆肥の散布量が10a当たり2t又は4m³以上であること ・1圃場につき1回までの助成とする。 ・令和4年度収穫後の散布より令和5年度の取組とみなし対象とする ・飼料用米は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・現地確認等による ・堆肥散布の実績のわかるもの ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計					
備考	整理番号1・2・3・4・7・8及び5・6(そば・麦・WCS用稲を除く)と重複して支援可能 R5新規取組の飼料用米については都道府県連携型助成も重複して支援可能 環境保全型農業直接支払制度(堆肥の施用)との重複交付は不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

R5 産地交付金一覧（岩美町）

令和5年4月10日 当初配分

（全て販売する取組が対象）

		販 売 用 等 作 物						(円/10a)	R5 当初配分単価 (上限単価)	交付要件等
1	重点振興作物① 助成	白ねぎ						14,400円 (上限:33,000円)	販売すること	
2	重点振興作物①生産拡大 助成	白ねぎ						6,100円 (上限:14,000円)	新規増加面積のみ対象	
3	振興作物助成	ブロッコリー アスパラガス 小豆 マコモタケ						8,700円 (上限:20,000円)	販売すること	
4	直売所販売 一般作物助成	野 菜	いちご	きゅうり	すいか	なす	パプリカ	未成熟とうもろこし	7,400円 (上限:17,000円)	岩美道の駅直売所販売に限定 (他の直売所は対象外) 1品目を1区画20㎡以上作付 左記品目の合計が1a以上 (左記品目以外は対象外) 現地確認による面積及び 作付確認
			枝豆	こんにゃく	だいこん	にんじん	ばれいしょ	メロン		
			かぼちゃ	さといも	たまねぎ	にんにく	ピーマン	やまのいも		
			かんしょ	さやいんげん	とうがらし(含甘長)	ねぎ	ほうれんそう	レタス		
		キャベツ	しょうが	とまと(含ミニ)	はくさい					
		豆 類	そら豆	落花生						
		花 き	きく	ストック	てっぼうユリ	トルコキキョウ				
苗 類	花壇苗	球根	種苗類(野菜・花)							
5	生産性向上 排水対策加算	大豆	小豆	そば	麦(基幹作)			1,400円 (上限:3,000円)	額縁明渠、排水溝の設置 他 現地確認による	
6	団地化取組加算	大豆	ハトムギ	そば	WCS用稲	飼料用米 (多収品種)	1,300円 (上限:3,000円)		品目毎での2筆以上の団地化 (但し、新規需要米は一括りとする)	
7	飼料用米低収改善加算	飼料用米(多収品種)						2,100円 (上限:5,000円)	改良材の規定以上の散布 購入伝票の提出	
8	飼料用米減収予防加算	飼料用米(多収品種)						800円 (上限:2,000円)	ウシカ適用農業の規定量の持続的散布 購入伝票の提出	
9	そば作付け取組推進助成	そば						15,200円 (上限:35,000円)	2回以上の耕耘 栽培日誌の提出	
10	堆肥散布助成	整理番号1・3・4 5・6の作物及び大豆、飼料用米						2,100円 (上限:5,000円)	町内産堆肥散布 購入伝票等実績書類の提出	
県設定 21	耕畜連携助成(資源循環)	WCS用稲						8,400円 (上限:8,400円)	WCS堆肥散布 3年間継続取組	
県設定 24	二毛作助成	はだか麦						8,400円 (上限:8,400円)	販売すること 主食用米、戦略作物助成の対象作物、又はそばと の組み合わせが対象	
県設定 26	そば・なたね作付助成	そば						(20,000円)	販売すること	

令和5年4月に鳥取県農業再生協議会より、岩美町に配分された第1回目の額を基に試算した単価表です。